

北海道内水面漁場計画(第8次共同漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権の設定 に関し必要な事項
(1)	石内共 第1号	石狩市及び札幌市	別添図面のとおり (石狩川、荻戸川、真勲別川 及び荻戸川と石狩川を連絡 する運河)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	石狩市	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	わかさぎ漁業 やつめうなぎ漁業 えび漁業 もくずがに漁業			団体漁業権			
(2)	石内共 第2号	千歳市	別添図面のとおり (支笏湖及び千歳川)	第五種共同漁業	ひめます漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	千歳市	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(3)	後内共 第1号	余市郡余市町、仁 木町及び赤井川村	別添図面のとおり (余市川本支流)	第五種共同漁業	あゆ漁業 わかさぎ漁業 やつめうなぎ漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	余市郡余市町、 仁木町及び赤 井川村	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(4)	後内共 第2号	磯谷郡蘭越町	別添図面のとおり (尻別川)	第五種共同漁業	やつめうなぎ漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	磯谷郡蘭越町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(5)	後内共 第3号	寿都郡寿都町及び 黒松内町	別添図面のとおり (朱太川、黒松内川及び 熱郭川)	第五種共同漁業	あゆ漁業 やつめうなぎ漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	寿都郡寿都町 及び黒松内町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(6)	檜内共 第1号	久遠郡せたな町	別添図面のとおり (馬場川)	第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	久遠郡せたな町 及び瀬棚郡今 金町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(7)	檜内共 第2号	久遠郡せたな町及 び瀬棚郡今金町	別添図面のとおり (後志利別川、上ハカイマッ プ川、下ハカイマップ川、オ チャラツベ川、馬場川、パン ケオイチャヌンベ川、利別目 名川及び真駒内川)	第五種共同漁業	あゆ漁業 やつめうなぎ漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	久遠郡せたな町 及び瀬棚郡今 金町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(8)	檜内共 第3号	久遠郡せたな町	別添図面のとおり (c)	第五種共同漁業	あゆ漁業 やつめうなぎ漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	久遠郡せたな町 及び瀬棚郡今 金町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(9)	渡内共 第1号	亀田郡七飯町及び 茅部郡森町	別添図面のとおり (大沼、小沼、葦菜沼、宿野 辺川本支流、軍川本支流及 び荻瀬川本支流)	第一種共同漁業	じゅんさい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	亀田郡七飯町 及び茅部郡森 町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	こい漁業 わかさぎ漁業 ふな漁業 えび漁業			団体漁業権			
(10)	渡内共 第2号	二世郡八雲町	別添図面のとおり (遊楽部川、ペンケルペシュ ベ川本支流、鉛川本支流、 音名川本支流及び砂蘭部 川本支流)	第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	二世郡八雲町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)

北海道内水面漁場計画(第8次共同漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権の設定 に関し必要な事項
(11)	胆内共 第1号	虻田郡洞爺湖町及 び有珠郡壮瞥町	別添図面のとおり (洞爺湖及び同湖に流入す る河川の本支流)	第五種共同漁業	ひめます漁業 わかさぎ漁業 にじます漁業 やまべ漁業 えび漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	虻田郡洞爺湖 町及び有珠郡 壮瞥町	なし	左記のとおり(漁業権番 号、漁業の名称、条件)
(12)	胆内共 第2号	白老郡白老町	別添図面のとおり (倶多楽湖)	第五種共同漁業	ひめます漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	白老郡白老町 及び登別市	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件) 新規
(13)	胆内共 第3号	白老郡白老町	別添図面のとおり (ポロト湖)	第五種共同漁業	わかさぎ漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	白老郡白老町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(14)	胆内共 第4号	勇払郡むかわ町	別添図面のとおり (鷗川)	第五種共同漁業	ししゃも漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	勇払郡むかわ町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(15)	日内共 第1号	沙流郡日高町	別添図面のとおり (沙流川及びオコタン川)	第五種共同漁業	ししゃも漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	沙流郡日高町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(16)	十内共 第1号	広尾郡大樹町	別添図面のとおり (ホロカヤントウ沼)	第五種共同漁業	わかさぎ漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	広尾郡大樹町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(17)	十内共 第2号	広尾郡大樹町	別添図面のとおり (生花苗沼)	第一種共同漁業 第五種共同漁業	しじみがい漁業 わかさぎ漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権 団体漁業権	広尾郡大樹町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(18)	十内共 第3号	広尾郡大樹町	別添図面のとおり (キモントウ沼)	第一種共同漁業	じゅんさい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	広尾郡大樹町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(19)	十内共 第4号	中川郡豊頃町	別添図面のとおり (湧洞沼及び湧洞川)	第五種共同漁業	わかさぎ漁業 えび漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	中川郡豊頃町 及び十勝郡浦 幌町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(20)	十内共 第5号	中川郡豊頃町	別添図面のとおり (十勝川)	第五種共同漁業	ししゃも漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	中川郡豊頃町 及び十勝郡浦 幌町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(21)	釧内共 第1号	白糠郡白糠町	別添図面のとおり (茶路川)	第五種共同漁業	ししゃも漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	白糠郡白糠町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(22)	釧内共 第2号	白糠郡白糠町	別添図面のとおり (庶路川)	第五種共同漁業	ししゃも漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	白糠郡白糠町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(23)	釧内共 第3号	釧路市	別添図面のとおり (首別川)	第五種共同漁業	ししゃも漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	白糠郡白糠町 及び釧路市	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(24)	釧内共 第4号	釧路市	別添図面のとおり (阿寒川)	第五種共同漁業	ししゃも漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	釧路市	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)

北海道内水面漁場計画(第8次共同漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権の設定 に関し必要な事項
(25)	釧内共 第5号	釧路市及び釧路郡 釧路町	別添図面のとおり (釧路川、新釧路川、達古武 川及び雪裡川)	第五種共同漁業	ししやも漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	釧路市及び釧 路郡釧路町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(26)	釧内共 第6号	厚岸郡浜中町	別添図面のとおり (藻散布沼及び藻散布川)	第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	厚岸郡浜中町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	かれい漁業 くりがに漁業			団体漁業権			
(27)	釧内共 第7号	厚岸郡浜中町	別添図面のとおり (火散布沼及び火散布川)	第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	厚岸郡浜中町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	かれい漁業 くりがに漁業			団体漁業権			
(28)	釧内共 第8号	厚岸郡浜中町	別添図面のとおり (暮帰別沼)	第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	厚岸郡浜中町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(29)	釧内共 第9号	川上郡標茶町	別添図面のとおり (シラルトロ沼、塘路湖、エオ ルト沼、ポイント沼、マクントウ 沼、サルルト沼及びこれらの 湖沼に流入する河川の本支 流並びにシラルトロ沼と塘路 湖を連絡する河川)	第一種共同漁業	ひし漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	川上郡標茶町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	わかさぎ漁業 こい漁業 えび漁業 ふな漁業 ざりがに漁業 あめます漁業			団体漁業権			
(30)	釧内共 第10号	釧路市	別添図面のとおり (阿寒湖、パンケトウ、ペンケ トウ、次郎湖、太郎湖、ヒョウ タン沼及びこれらの湖沼に 流入する河川の本支流並び に阿寒川本支流)	第五種共同漁業	わかさぎ漁業 ひめます漁業 にじます漁業 あめます漁業 こい漁業 ふな漁業 えび漁業 いとう漁業 ざりがに漁業 やまべ漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	釧路市	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(31)	根内共 第1号	根室市	別添図面のとおり (トーサムポロ沼)	第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	根室市	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	ちか漁業			団体漁業権			
(32)	根内共 第2号	根室市	別添図面のとおり (別当賀川)	第五種共同漁業	わかさぎ漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	根室市及び野 付郡別海町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)

北海道内水面漁場計画(第8次共同漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権の設定 に関し必要な事項
(33)	根内共 第3号	根室市及び野付郡 別海町	別添図面のとおり (風蓮川〔分流河川を含 む〕、トンデン川及び木村川)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	根室市及び野 付郡別海町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	わかさぎ漁業			団体漁業権			
(34)	根内共 第4号	野付郡別海町	別添図面のとおり (ヤウシュベツ川及び ケネヤウシュベツ川)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	根室市及び野 付郡別海町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	わかさぎ漁業			団体漁業権			
(35)	根内共 第5号	野付郡別海町	別添図面のとおり (ポンヤウシュベツ川)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	根室市及び野 付郡別海町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	わかさぎ漁業			団体漁業権			
(36)	網内共 第1号	網走市及び斜里郡 小清水町	別添図面のとおり (濤沸湖)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	網走市及び斜 里郡小清水町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	わかさぎ漁業 えび漁業 こい漁業 にしん漁業			団体漁業権			
(37)	網内共 第2号	網走市	別添図面のとおり (藻琴湖及び藻琴川)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	網走市	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	わかさぎ漁業 にしん漁業			団体漁業権			
(38)	網内共 第3号	網走市	別添図面のとおり (網走川)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	網走市、網走郡 大空町及び斜 里郡小清水町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(39)	網内共 第4号	網走市及び網走郡 大空町	別添図面のとおり (網走川及び網走湖並びに 女満別川)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	網走市及び網 走郡大空町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	わかさぎ漁業 しらうお漁業 こい漁業 えび漁業			団体漁業権			
(40)	網内共 第5号	北見市	別添図面のとおり (ライトコロ川)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	北見市、常呂郡 佐呂間町及び 紋別郡湧別町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(41)	網内共 第6号	紋別市及び紋別郡 湧別町	別添図面のとおり (シブノツナイ湖〔導流溝を 含む〕、シブノツナイ川及び 中の沢川)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	紋別市及び紋 別郡湧別町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	わかさぎ漁業 えび漁業			団体漁業権			

北海道内水面漁場計画(第8次共同漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権の設定 に関し必要な事項
(42)	網内共 第7号	紋別市	別添図面のとおり (コムケ湖、小向川、オンネ コムケナイ川及び秋平川)	第一種共同漁業	しじみがい漁業 あさり漁業 ほくかいえび漁業 なまこ漁業 うに漁業 ほたてがし漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	紋別市	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	わかさぎ漁業 えび漁業			団体漁業権			
(43)	網内共 第8号	紋別郡雄武町	別添図面のとおり (御西川)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	紋別郡雄武町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(44)	宗内共 第1号	枝幸郡浜頓別町	別添図面のとおり (ポン沼、クッチャロ湖、オビ ンナイ川、レカセウシュナイ 川、ヤスベツ川本支流、ポン 沼とクッチャロ湖を連絡する 河川、クッチャロ川並びに頓 別川)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	枝幸郡浜頓別 町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	わかさぎ漁業 えび漁業			団体漁業権			
(45)	宗内共 第2号	宗谷郡猿払村	別添図面のとおり (ポロ沼、キモマ沼及びこれ らの沼に流入する河川の本 支流並びに猿払川)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	宗谷郡猿払村	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(46)	宗内共 第3号	宗谷郡猿払村	別添図面のとおり (猿骨沼)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	宗谷郡猿払村	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(47)	留内共 第1号	天塩郡天塩町及び 幌延町	別添図面のとおり (天塩川、サロベツ川、パン ケ沼及び同沼とサロベツ川 を連絡する河川並びにオン ネベツ川)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	天塩郡天塩町 及び幌延町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	わかさぎ漁業			団体漁業権			
(48)	上内共 第1号	雨竜郡幌加内町	別添図面のとおり (朱鞠内湖、宇津内湖及び 朱鞠内湖に流入する泥川、 フトカマベツ川、モシリウ ナイ川、陰の沢川の本支流 並びに宇津内湖に流入する ウツナイ川の本支流)	第五種共同漁業	わかさぎ漁業 やまべ漁業 こい漁業 ふな漁業 いとう漁業 あめまず漁業 えび漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	雨竜郡幌加内 町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)

共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/100,000

石内共第1号

漁場の位置

石狩市及び札幌市

漁場の区域

次の基点第1号と基点第2号を結んだ線から下流の石狩川本流の区域、道道矢臼場札幌線観音橋上流端の線から下流の茨戸川本流の区域、同川と石狩川を連絡する運河の区域及び真勲別川の区域

基点第1号 札幌市と石狩市の境界線と石狩川左岸との交点

基点第2号 石狩市と当別町の境界線と石狩川右岸との交点



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/100,000

石内共第2号

漁場の位置

千歳市

漁場の区域

支笏湖の区域及び千歳川のうち、支笏湖湖口から滝の上えん堤に至る区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/200,000

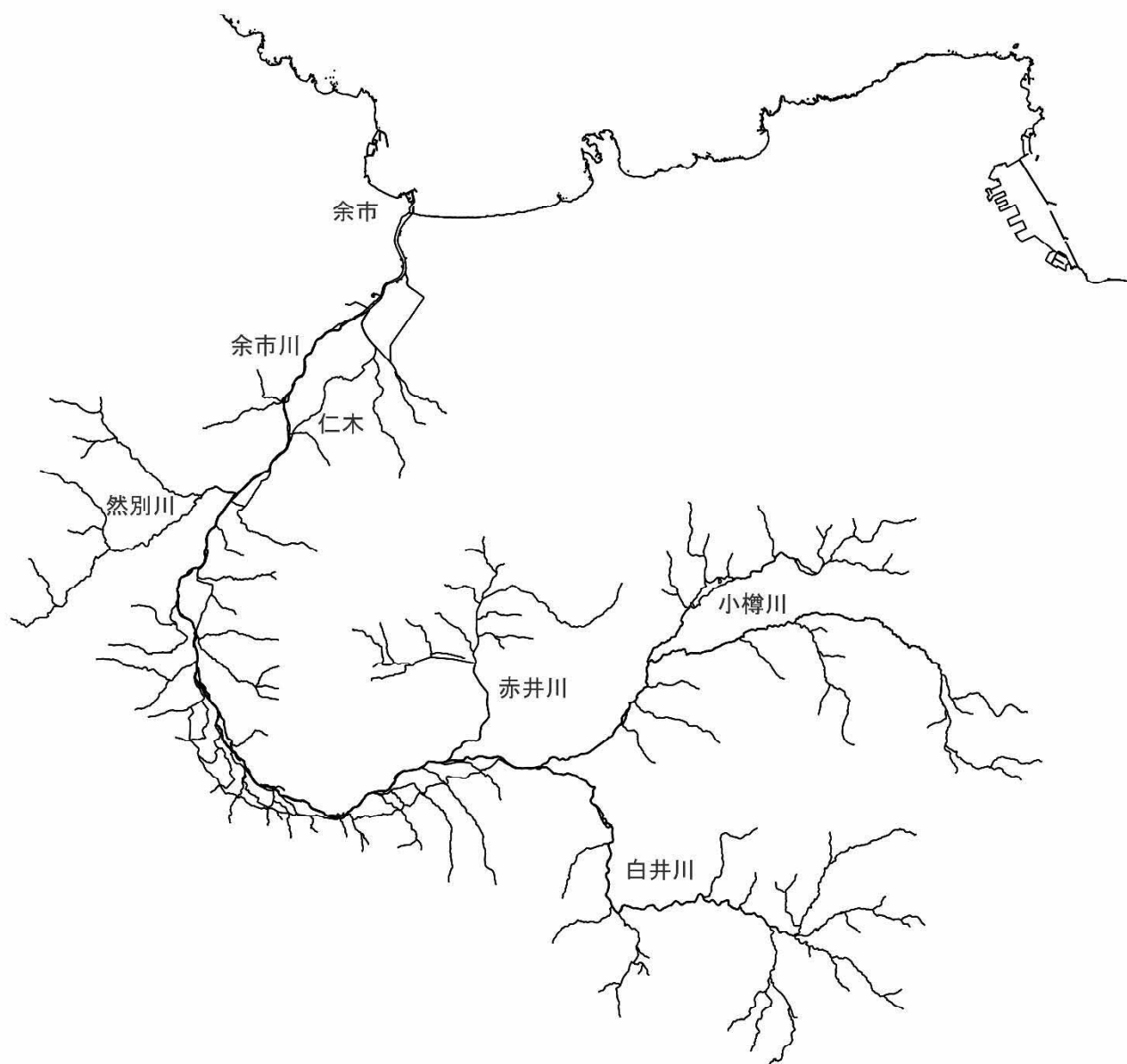
後内共第1号

漁場の位置

余市郡余市町、仁木町及び赤井川村

漁場の区域

余市川本流及び支流の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/25,000

後内共第2号

漁場の位置

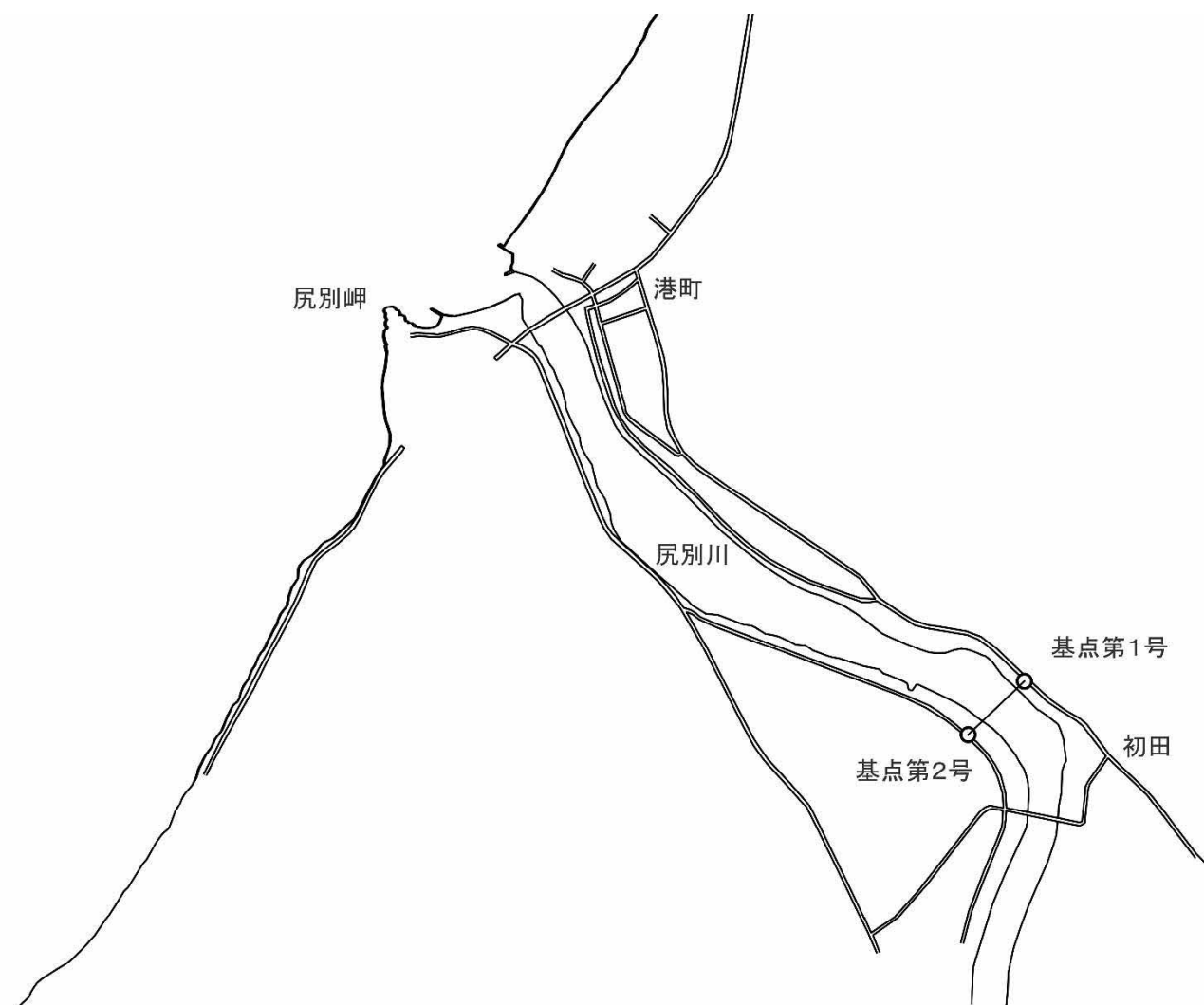
磯谷郡蘭越町

漁場の区域

次の基点第1号と基点第2号を結んだ線から下流の尻別川本流の区域

基点第1号 北緯42度51分58.5秒東経140度23分9.4秒

基点第2号 北緯42度51分52.4秒東経140度23分1.0秒



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/200,000

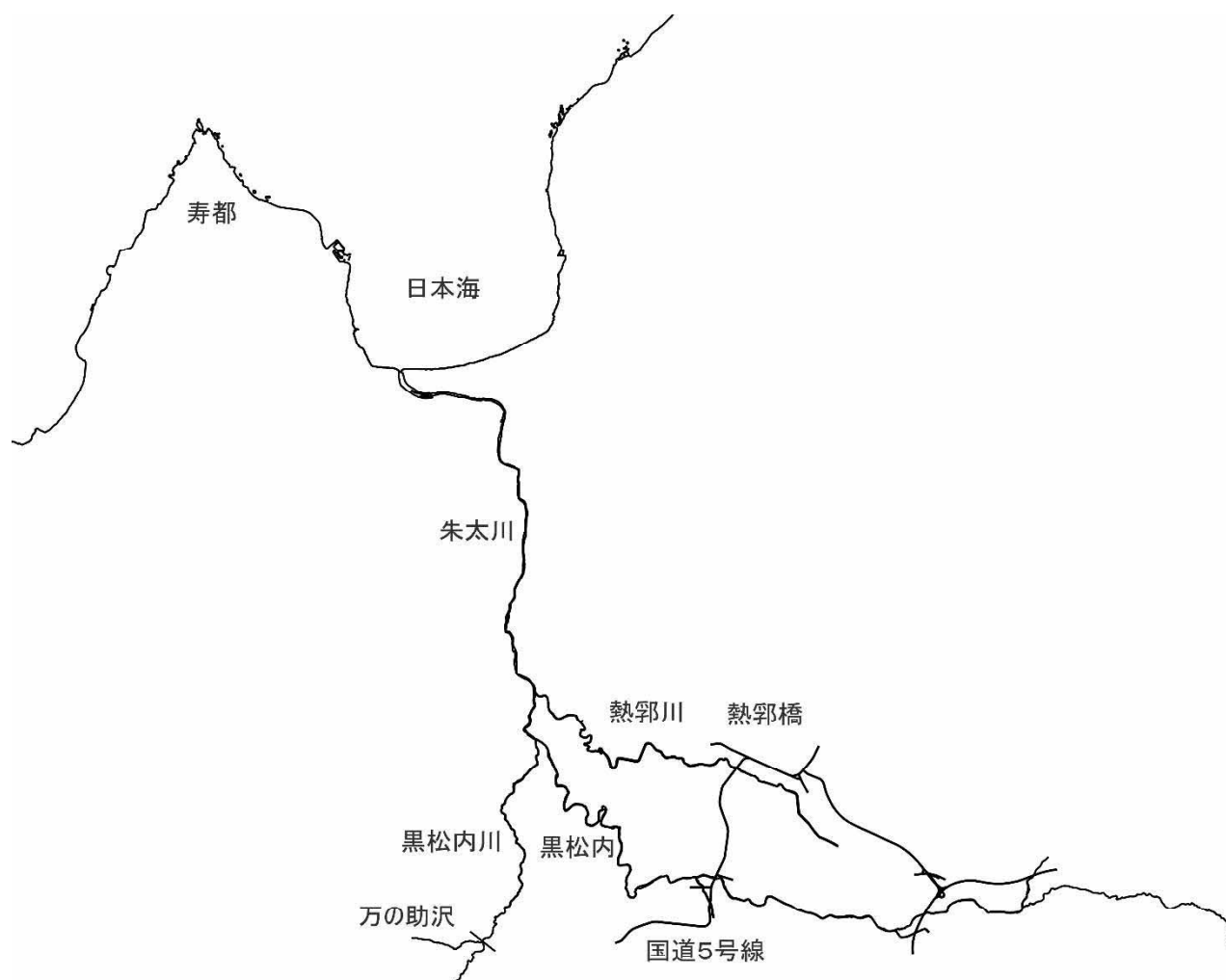
後内共第3号

漁場の位置

寿都郡寿都町及び黒松内町

漁場の区域

朱太川本流の区域、黒松内川と万の助沢の合流点から下流の黒松内川本流の区域及び国道5号線熱郇橋上流端の線から下流の熱郇川本流の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/100,000

檜内共第1号

漁場の位置

久遠郡せたな町

漁場の区域

馬場川道営治山ダム堰堤工(北緯 42 度 31 分 26.8 秒東経 139 度 54 分 36.8 秒) 上流端の線から下流の馬場川本流の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/200,000

檜内共第2号

漁場の位置

久遠郡せたな町及び瀬棚郡今金町

漁場の区域

後志利別川瑠璃橋上流端の線から下流の後志利別川本流の区域、清流橋上流端の線から下流の上ハカイマップ川本流の区域、下ハカイマップコンクリート堰堤(北緯 42 度 28 分 37.6 秒東経 140 度 7 分 10.9 秒)上流端の線から下流の下ハカイマップ川本流の区域、上八束頭首工上流端の線から下流のオチャラッペ川本流の区域、馬場川頭首工上流端の線から下流の馬場川本流の区域、金原中央頭首工上流端の線から下流のパンケオイチャヌンペ川本流の区域、神丘頭首工上流端の線から下流の利別目名川本流の区域及び真駒内ダム下流端の線から下流の真駒内川本流の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/200,000

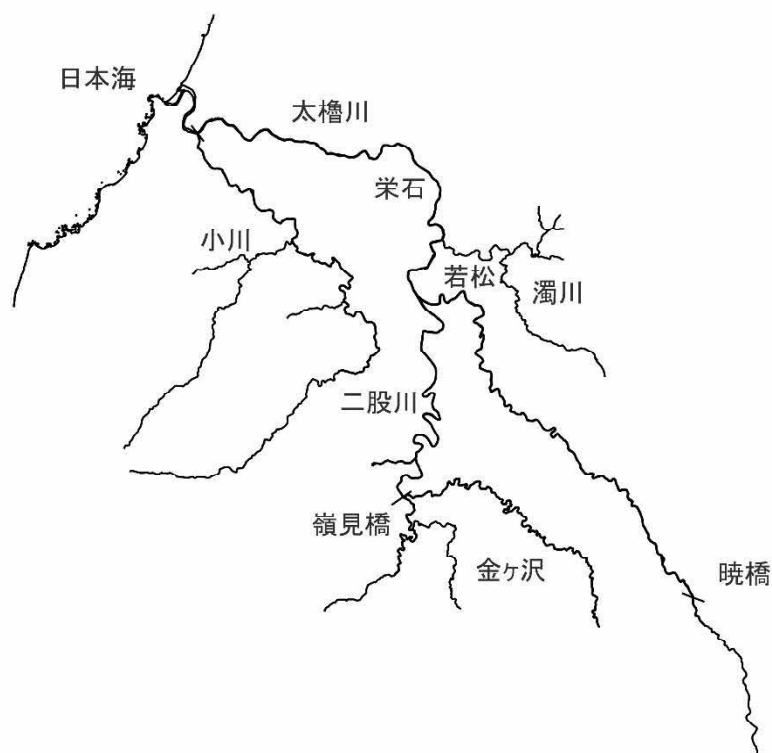
檜内共第3号

漁場の位置

久遠郡せたな町

漁場の区域

暁橋上流端の線から下流太櫓川と小川の合流点までの太櫓川本流の区域、嶺見橋上流端の線から下流の二股川本流の区域並びに濁川本流及び支流の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/200,000

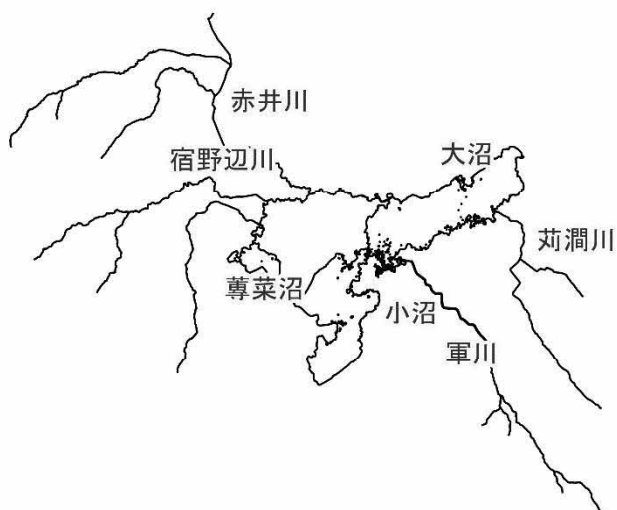
渡内共第1号

漁場の位置

亀田郡七飯町及び茅部郡森町

漁場の区域

大沼の区域、小沼の区域、蓴菜沼の区域、宿野辺川本流及び支流の区域、軍川本流及び支流の区域並びに荇澗川本流及び支流の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/200,000

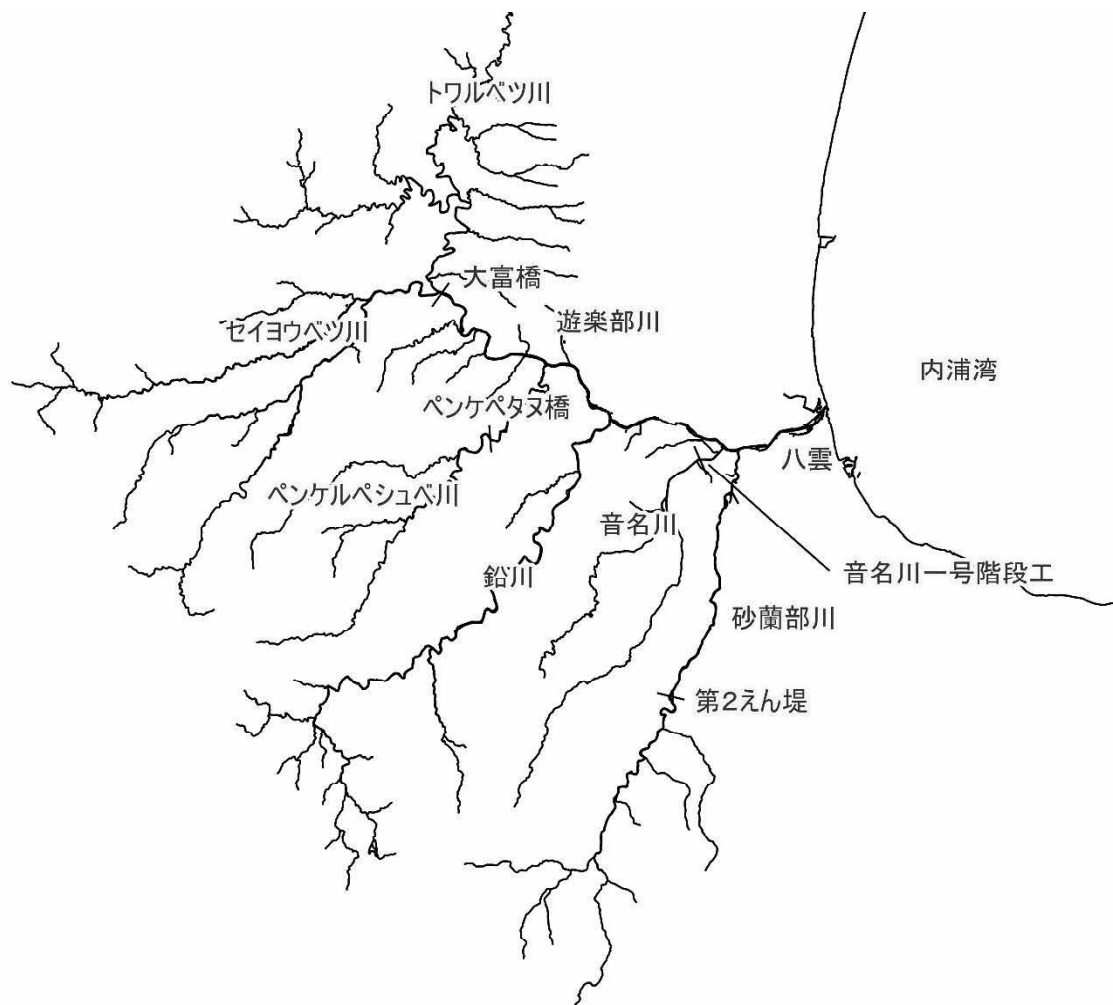
渡内共第2号

漁場の位置

二海郡八雲町

漁場の区域

大富橋上流端の線から下流の遊楽部川本流の区域、ペンケペタヌ橋上流端の線から下流のペンケルペシュベ川本流及び支流の区域、鉛川本流及び支流の区域、音名川一号階段工(北緯 42 度 15 分 19.4 秒東経 140 度 14 分 23.2 秒)上流端の線から下流の音名川本流及び支流の区域並びに第 2 えん堤(北緯 42 度 11 分 55.5 秒東経 140 度 13 分 58.5 秒)上流端の線から下流の砂蘭部川本流及び支流の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/100,000

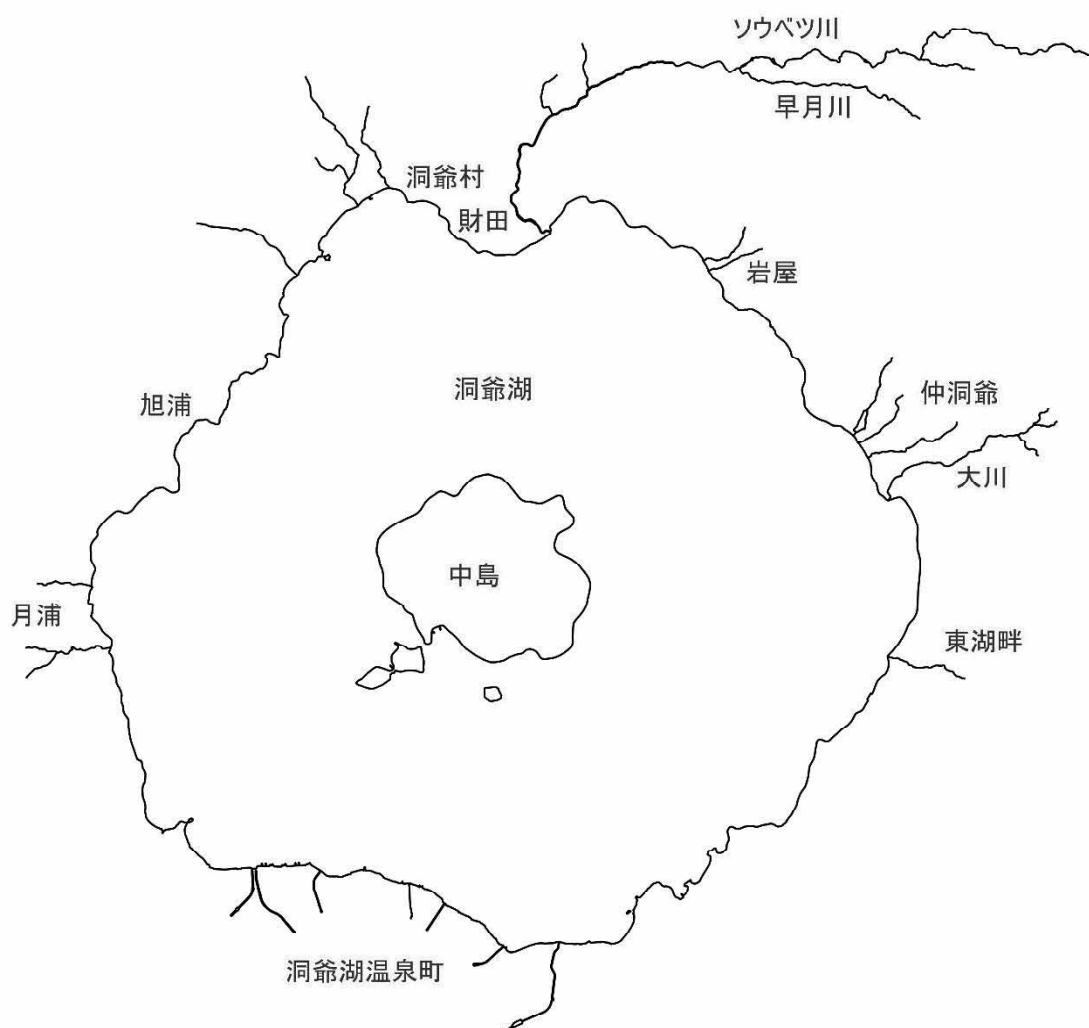
胆内共第1号

漁場の位置

虻田郡洞爺湖町及び有珠郡壮瞥町

漁場の区域

洞爺湖の区域及び同湖に流入する河川の本流及び支流の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/25,000

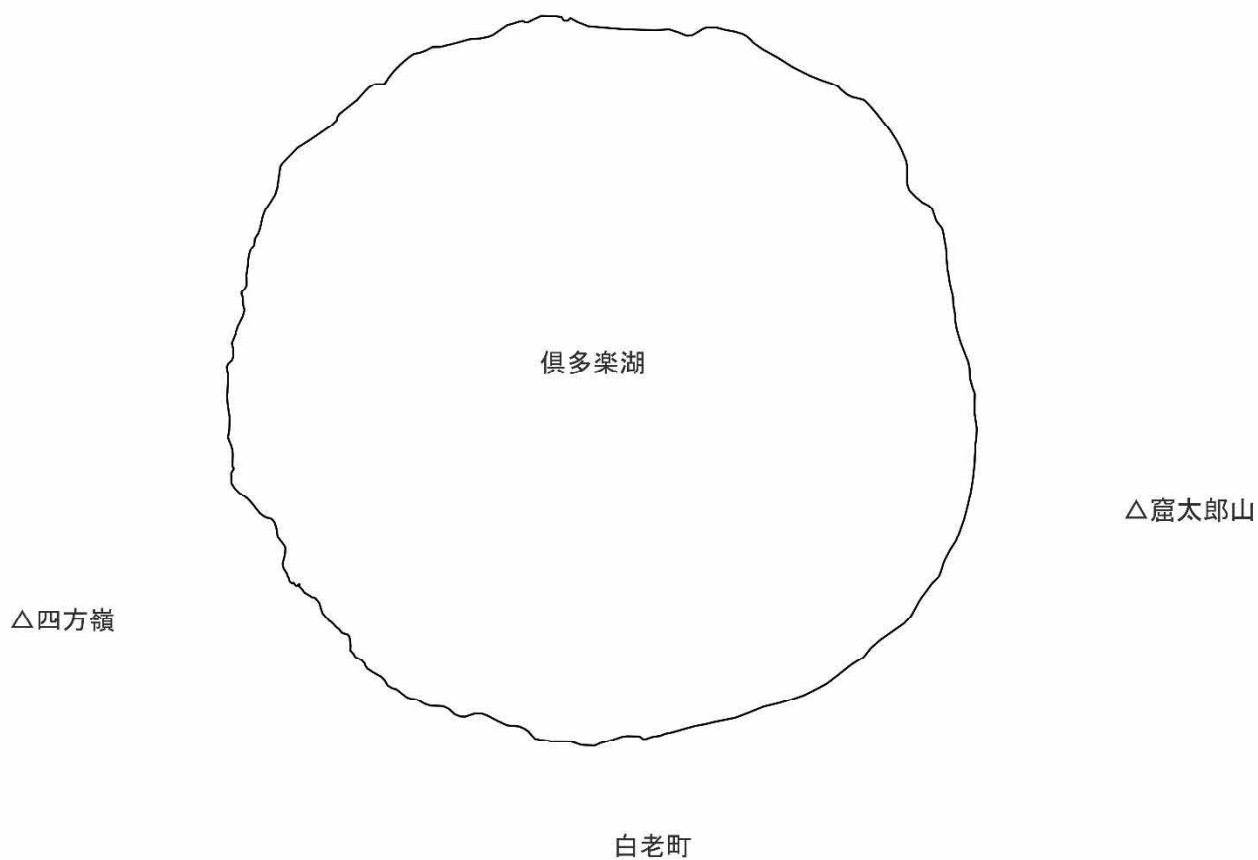
胆内共第2号

漁場の位置

白老郡白老町

漁場の区域

倶多楽湖の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/25,000

胆内共第3号

漁場の位置

白老郡白老町

漁場の区域

ポロト湖の区域



ポロト湖

太平洋

共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/50,000

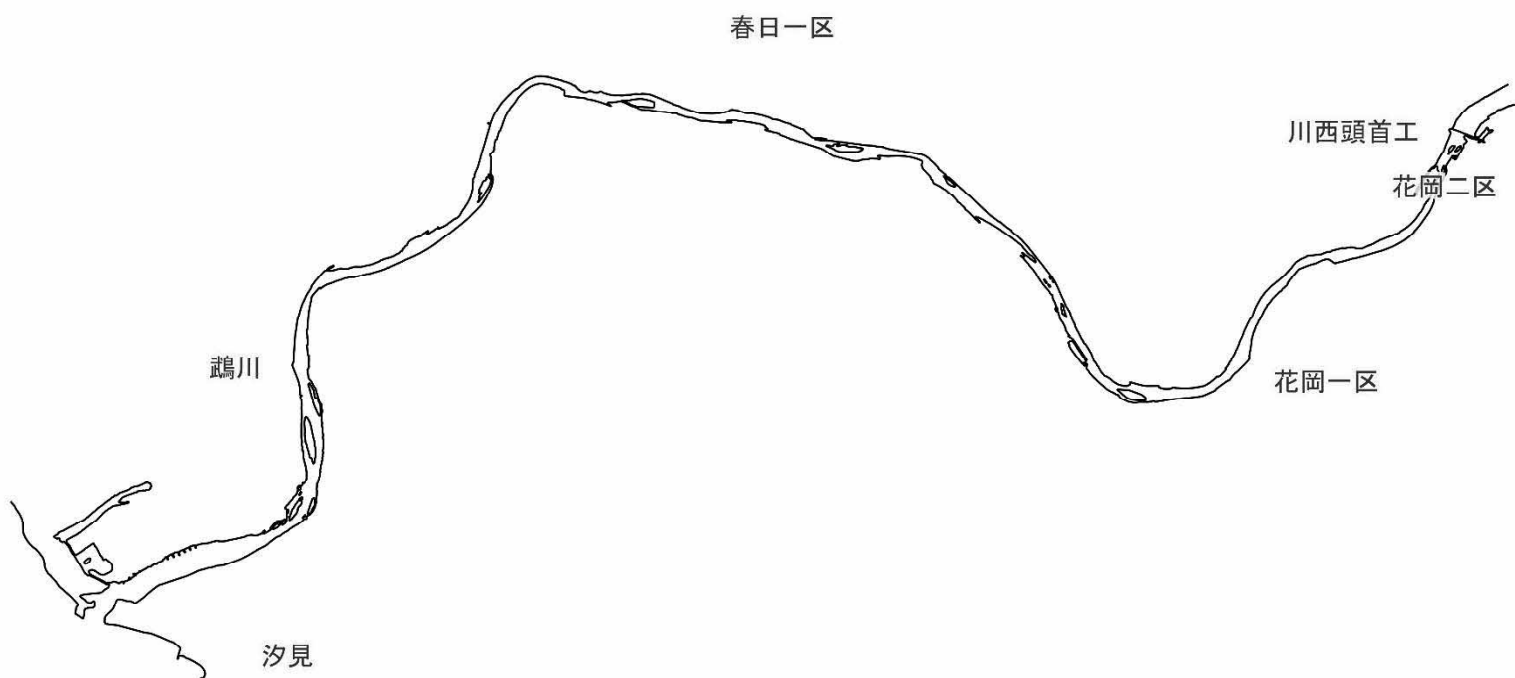
胆内共第4号

漁場の位置

勇払郡むかわ町

漁場の区域

むかわ町花岡川西頭首工上流端の線から下流の鵒川本流の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/50,000

日内共第1号

漁場の位置

沙流郡日高町

漁場の区域

沙流川とシラウ川との合流点から下流の沙流川本流の区域及び旧 JR 日高線鉄橋(北緯 42 度 30 分 15.8 秒東経 142 度 1 分 41.1 秒)上流端から下流のオコタン川本流の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/25,000

十内共第1号

漁場の位置

広尾郡大樹町

漁場の区域

ホロカヤントウ沼の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/25,000

十内共第2号

漁場の位置

広尾郡大樹町

漁場の区域

生花苗沼の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/25,000

十内共第3号

漁場の位置

広尾郡大樹町

漁場の区域

キモントウ沼の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/100,000

十内共第4号

漁場の位置

中川郡豊頃町

漁場の区域

湧洞沼の区域及び湧洞川本流の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/200,000

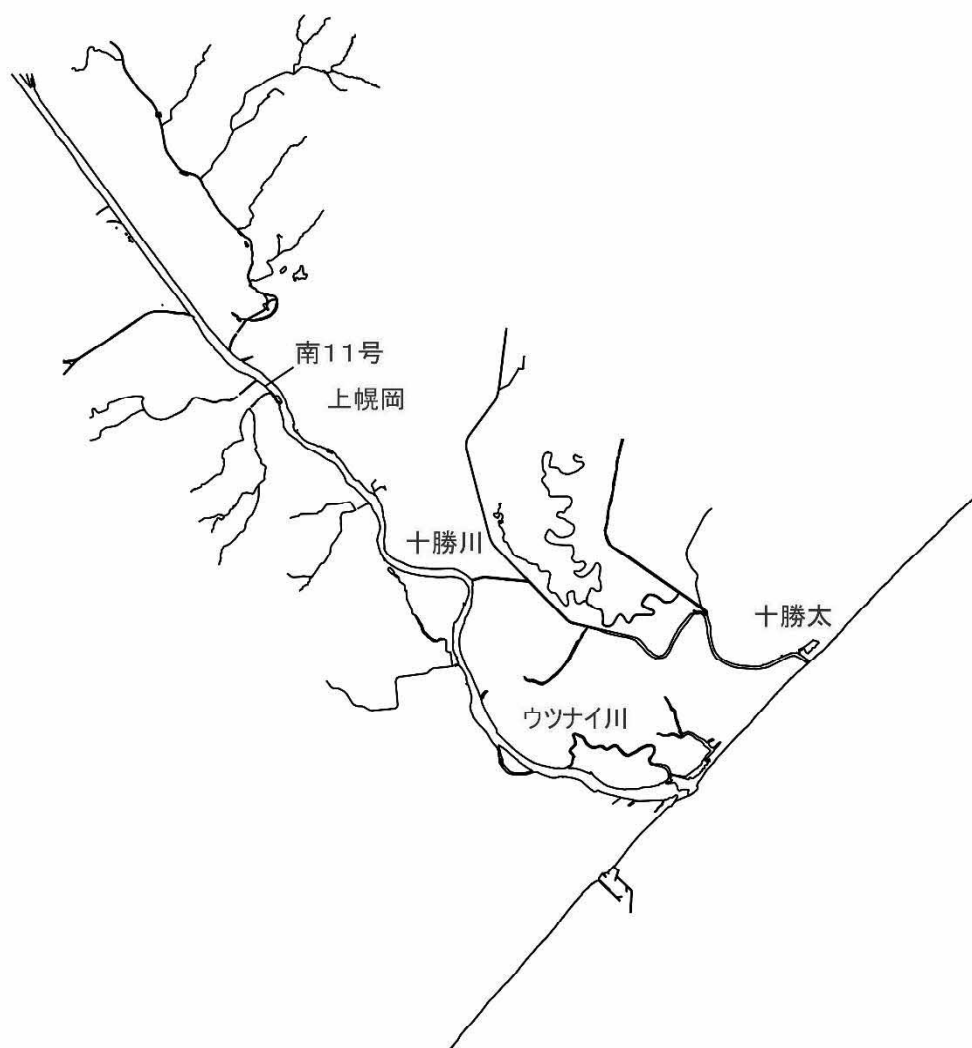
十内共第5号

漁場の位置

中川郡豊頃町

漁場の区域

豊頃町上幌岡南 11 号線を西方へ延長した線から下流の十勝川本流の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/50,000

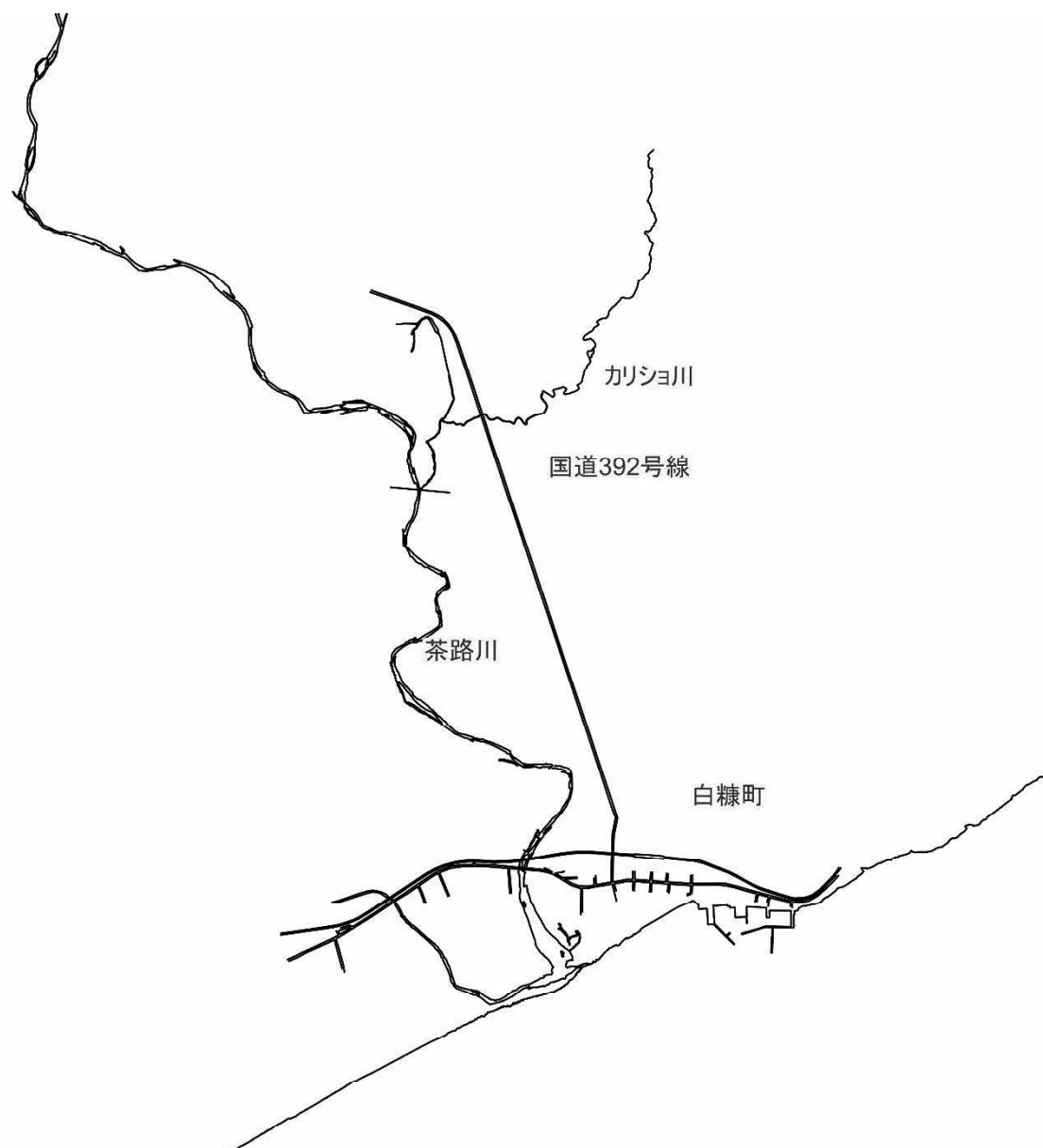
釧内共第1号

漁場の位置

白糠郡白糠町

漁場の区域

茶路川とカリシヨ川の合流点から下流の茶路川本流の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/50,000

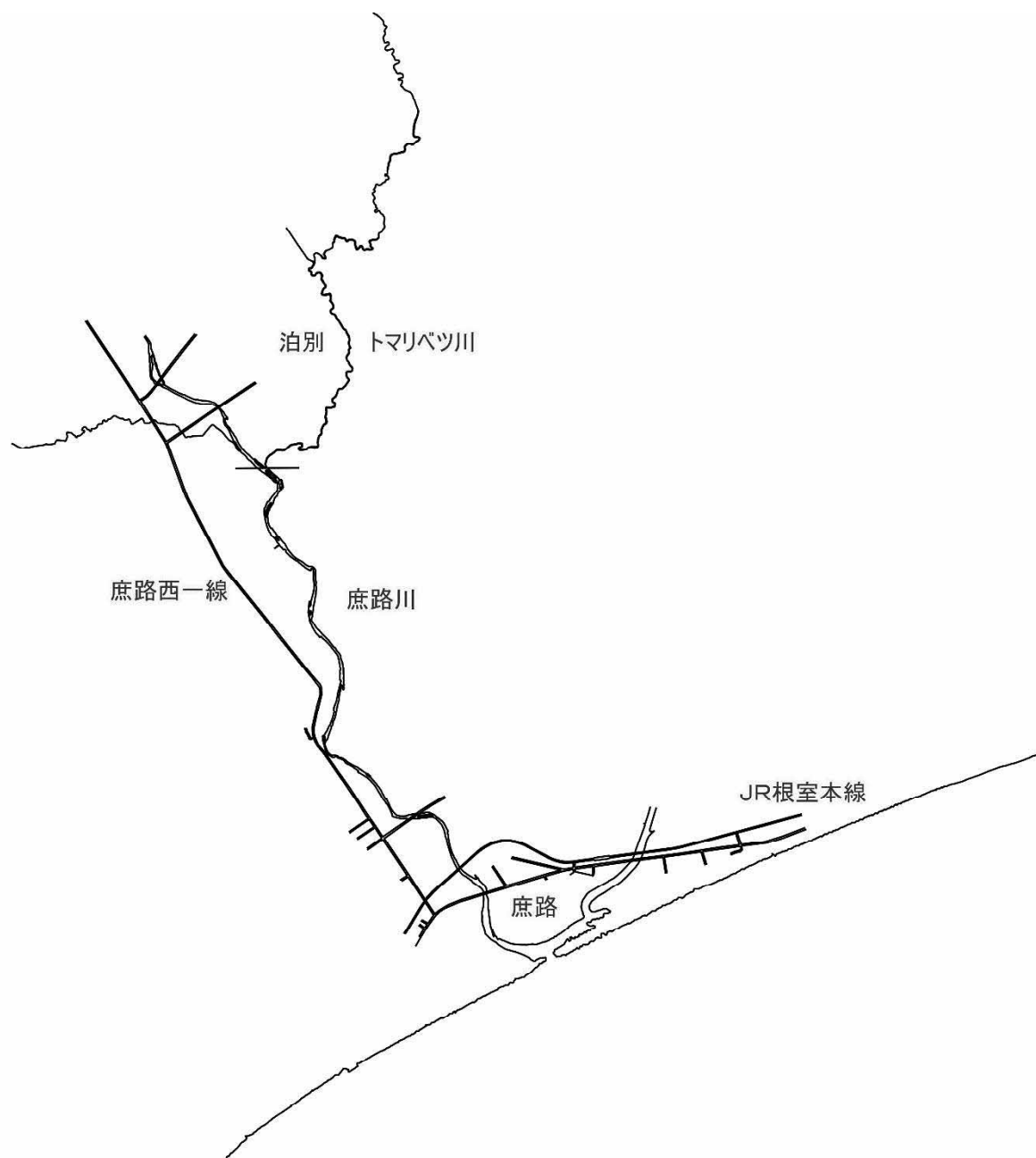
釧内共第2号

漁場の位置

白糠郡白糠町

漁場の区域

庶路川とトマリベツ川の合流点から下流の庶路川本流の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/25,000

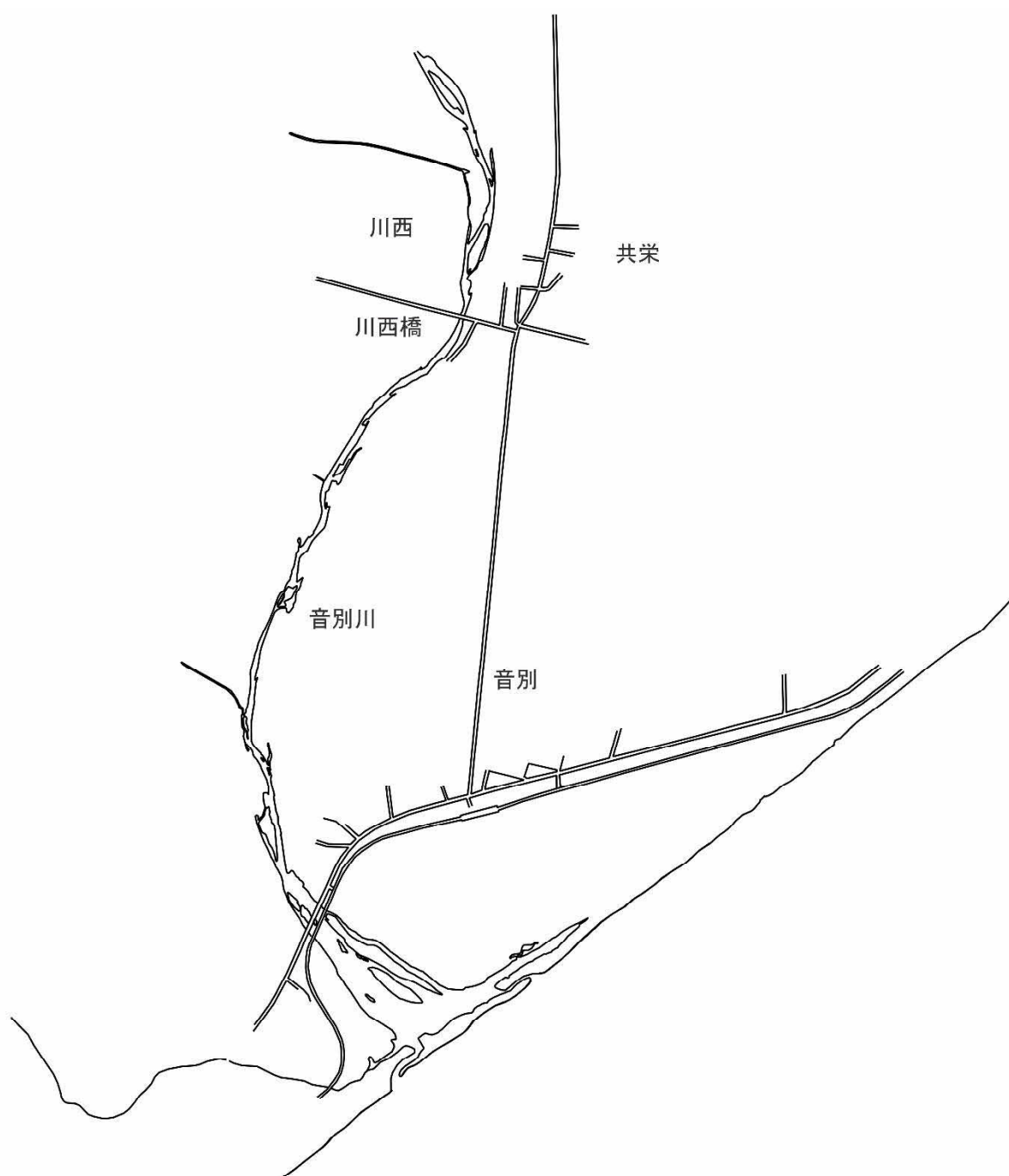
釧内共第3号

漁場の位置

釧路市

漁場の区域

川西橋上流端の線から下流の音別川本流の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/100,000

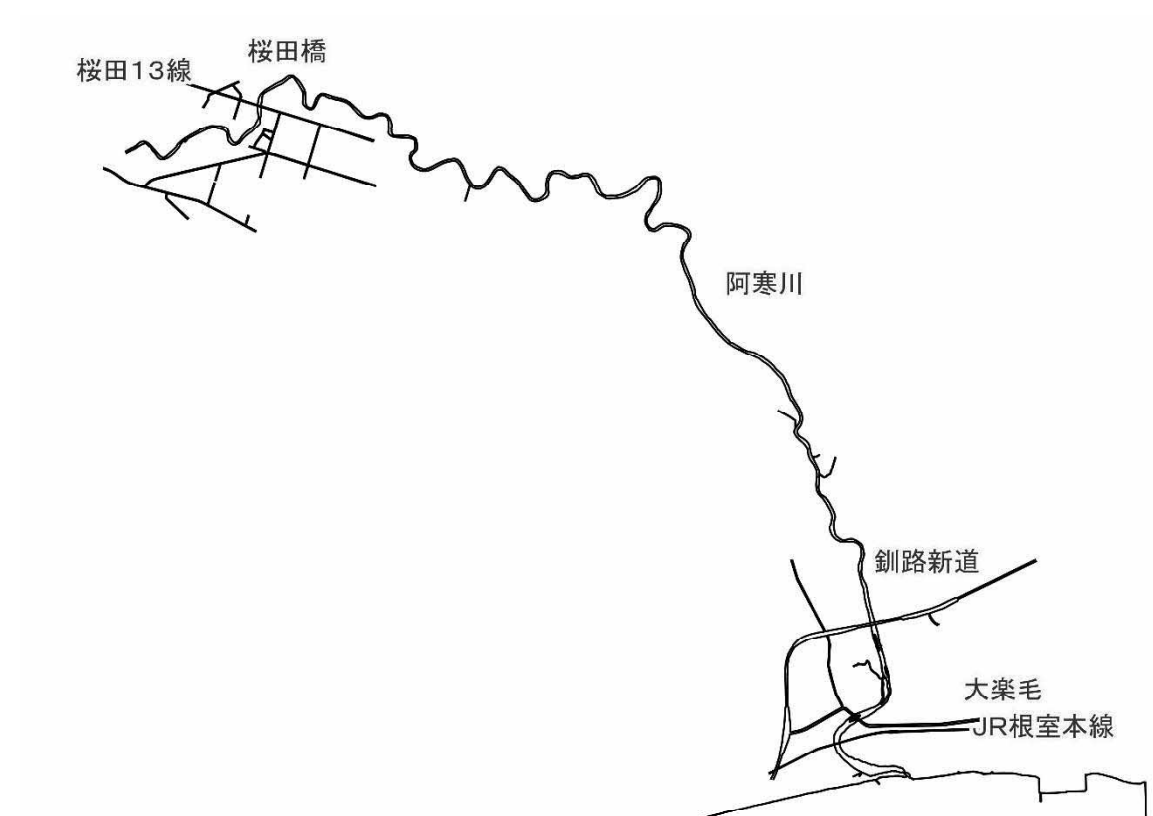
釧内共第4号

漁場の位置

釧路市

漁場の区域

釧路市桜田13線、桜田橋上流端の線から下流の阿寒川本流の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/200,000

釧内共第5号

漁場の位置

釧路市

漁場の区域

標茶町と釧路町の境界線から下流岩保木水門までの釧路川本流の区域、新釧路川本流の区域、達古武湖の流出口から下流の達古武川本流の区域及び雪裡川と幌呂川との合流点から下流の新釧路川本流までの雪裡川の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/25,000

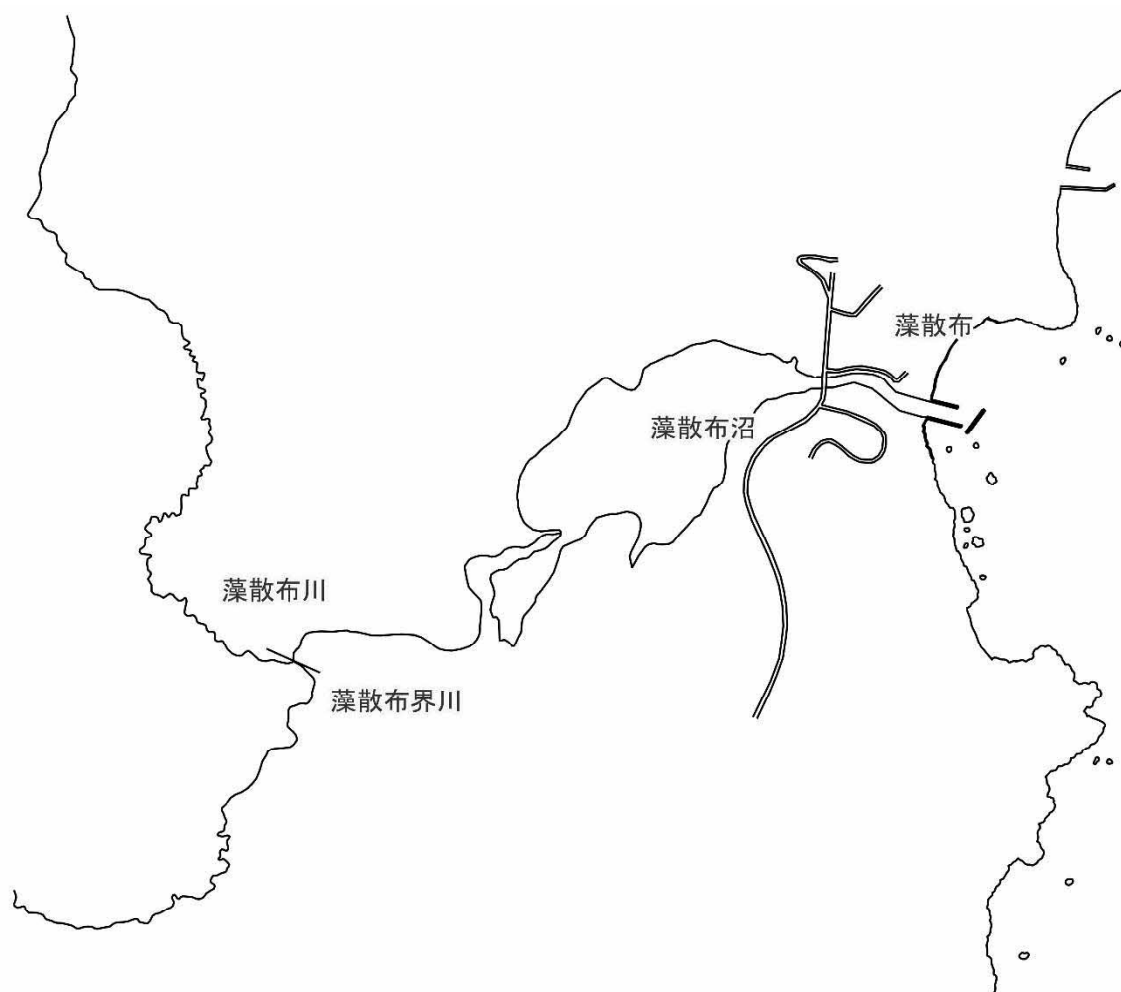
釧内共第6号

漁場の位置

厚岸郡浜中町

漁場の区域

藻散布沼の区域、藻散布川本流と藻散布界川本流の合流点から下流の藻散布川本流の区域及び藻散布沼から下流の藻散布川本流の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/50,000

釧内共第7号

漁場の位置

厚岸郡浜中町

漁場の区域

火散布沼の区域及び同沼から下流の火散布川本流の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/5,000

釧内共第8号

漁場の位置

厚岸郡浜中町

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 国土地理院4等三角点 暮帰別沼

点1 基点第1号から298度07分42秒217.726mの点

点2 点1から224度42分22秒56.814mの点

点3 点2から274度15分21秒200.669mの点

点4 点3から314度39分59秒35.944mの点

点5 点4から355度04分32秒228.636mの点

点6 点5から85度02分07秒157.001 mの点

点7 点6から145度52分00秒119.318mの点



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/200,000

釧内共第9号

漁場の位置

川上郡標茶町

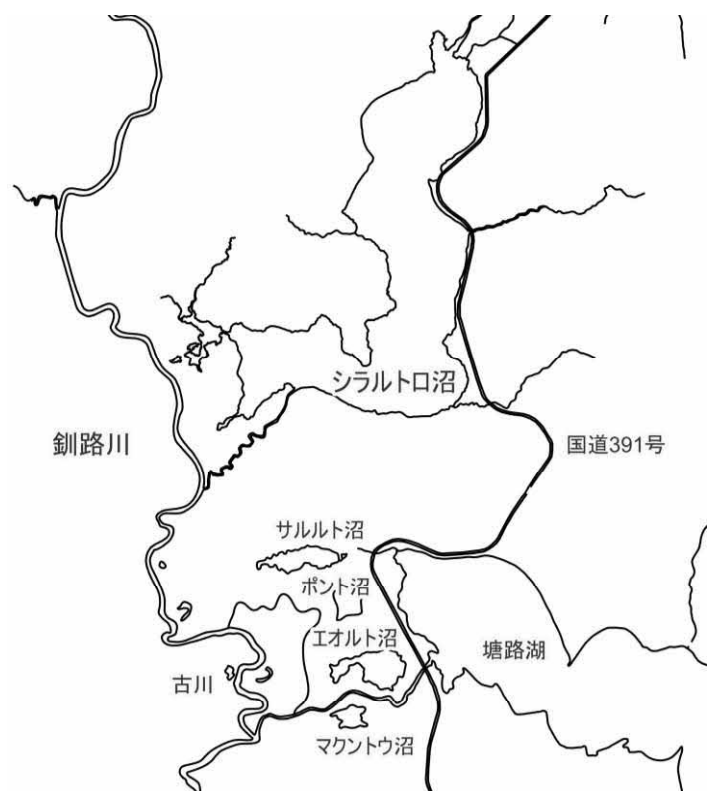
漁場の区域

シラルトロ沼の区域、塘路湖の区域、エオルト沼の区域、ポイント沼の区域、マクントウ沼の区域、サルルト沼の区域及びこれらの湖沼に流入する河川の本流及び支流の区域、並びにシラルトロ沼と塘路湖を連絡する河川の区域



シラルトロ沼及び塘路湖流出口付近拡大図

縮尺:1/50,000



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/200,000

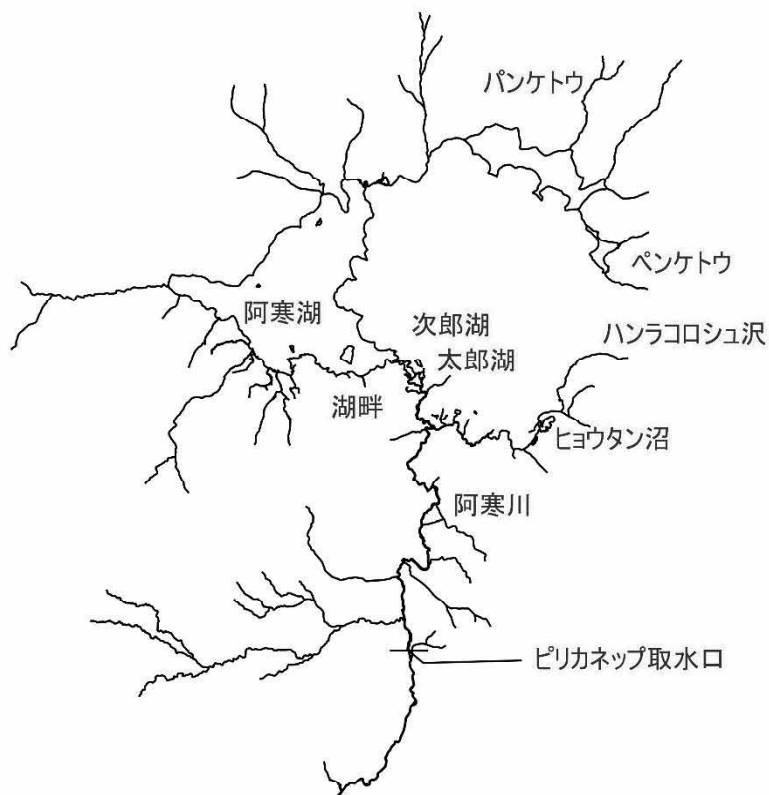
釧内共第10号

漁場の位置

釧路市

漁場の区域

阿寒湖の区域、パンケトウの区域、ペンケトウの区域、次郎湖の区域、太郎湖の区域、ヒョウタン沼の区域及びこれらの湖沼に流入する河川の本流及び支流の区域並びに阿寒湖の流出口から下流北電飽別電力所ピリカネツプ取水口上流端の線までの阿寒川本支流の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/25,000

根内共第1号

漁場の位置

根室市

漁場の区域

協力橋下流端の線までのトーサムポロ沼の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/50,000

根内共第2号

漁場の位置

根室市

漁場の区域

次の基点第1号と基点第2号を結んだ線から下流の別当賀川本流の区域

基点第1号 国土地理院 3 等三角点 別当賀

基点第2号 基点第1号から 90度 750メートルの点



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/50,000

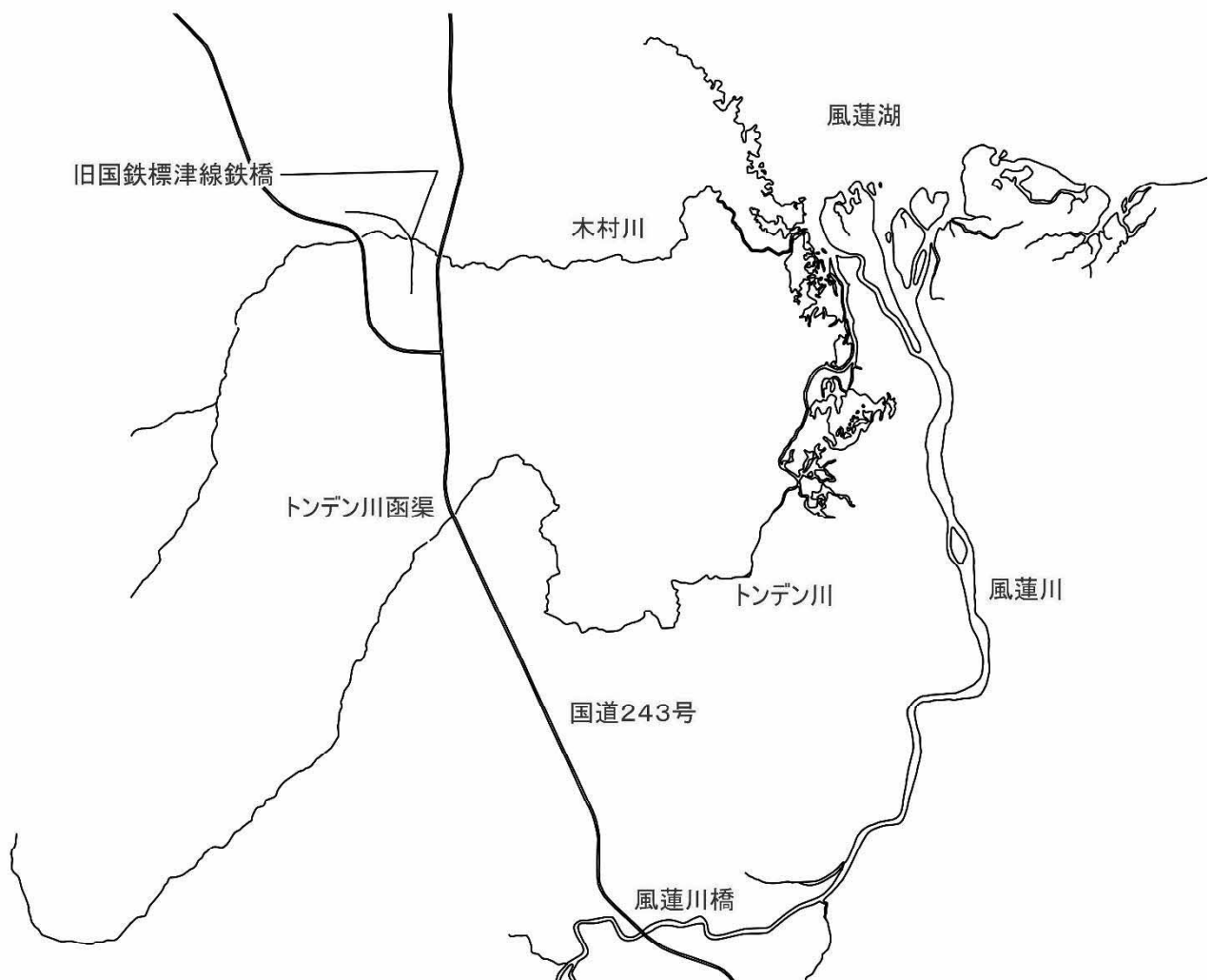
根内共第3号

漁場の位置

根室市及び野付郡別海町

漁場の区域

国道243号線風蓮川橋上流端の線から下流の風蓮川本流(分流河川を含む)の区域、国道243号線トンデン川函渠上流端の線から下流のトンデン川本流の区域及び旧国鉄標津線鉄橋(北緯 43 度 19 分 14.6 秒東経 145 度 12 分 39.6 秒)上流端の線から下流の木村川本流の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/50,000

根内共第4号

漁場の位置

野付郡別海町

漁場の区域

旧国鉄標津線鉄橋(北緯 43 度 20 分 12.3 秒東経 145 度 11 分 46.6 秒)上流端の線から下流のヤウシュベツ川本流の区域及び旧国鉄標津線鉄橋

(北緯 43 度 20 分 59.9 秒東経 145 度 10 分 29.4 秒)上流端の線から下流のケネヤウシュベツ川本流の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/25,000

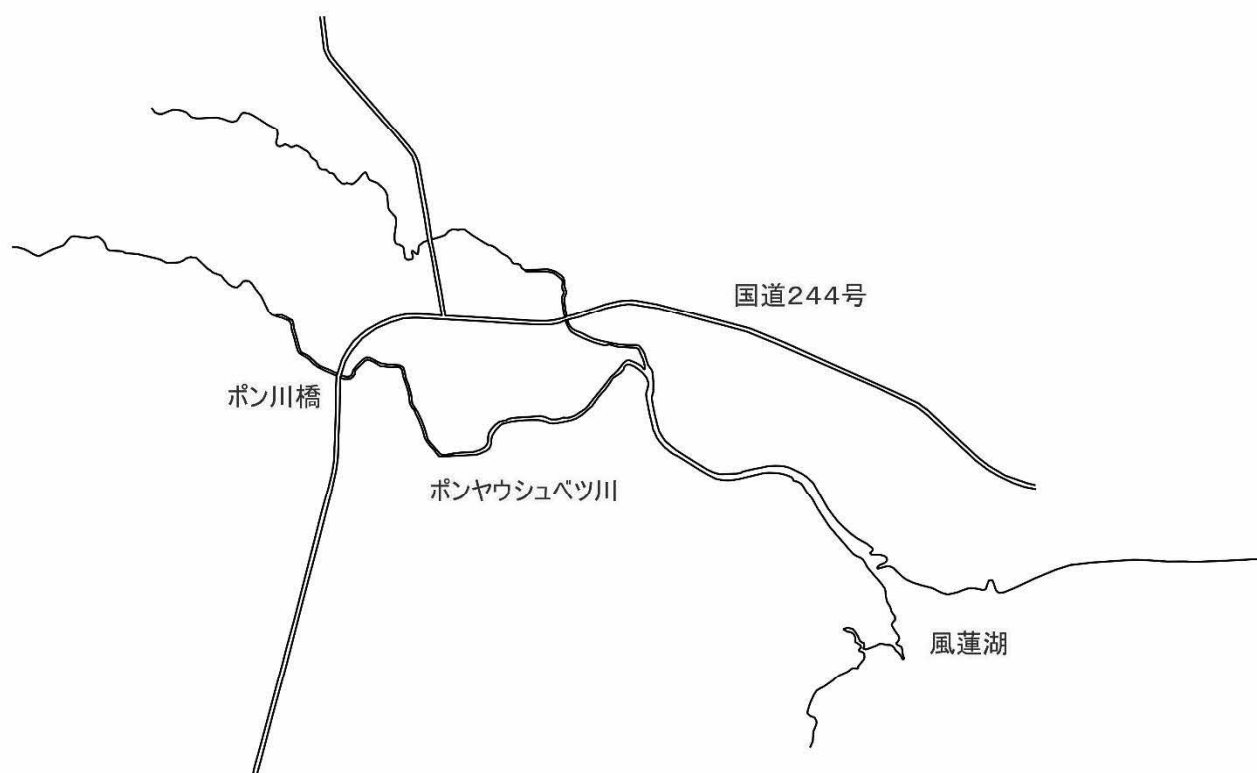
根内共第5号

漁場の位置

野付郡別海町

漁場の区域

国道244号線ポン川橋上流端の線から下流のポンヤウシュベツ川本流の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/50,000

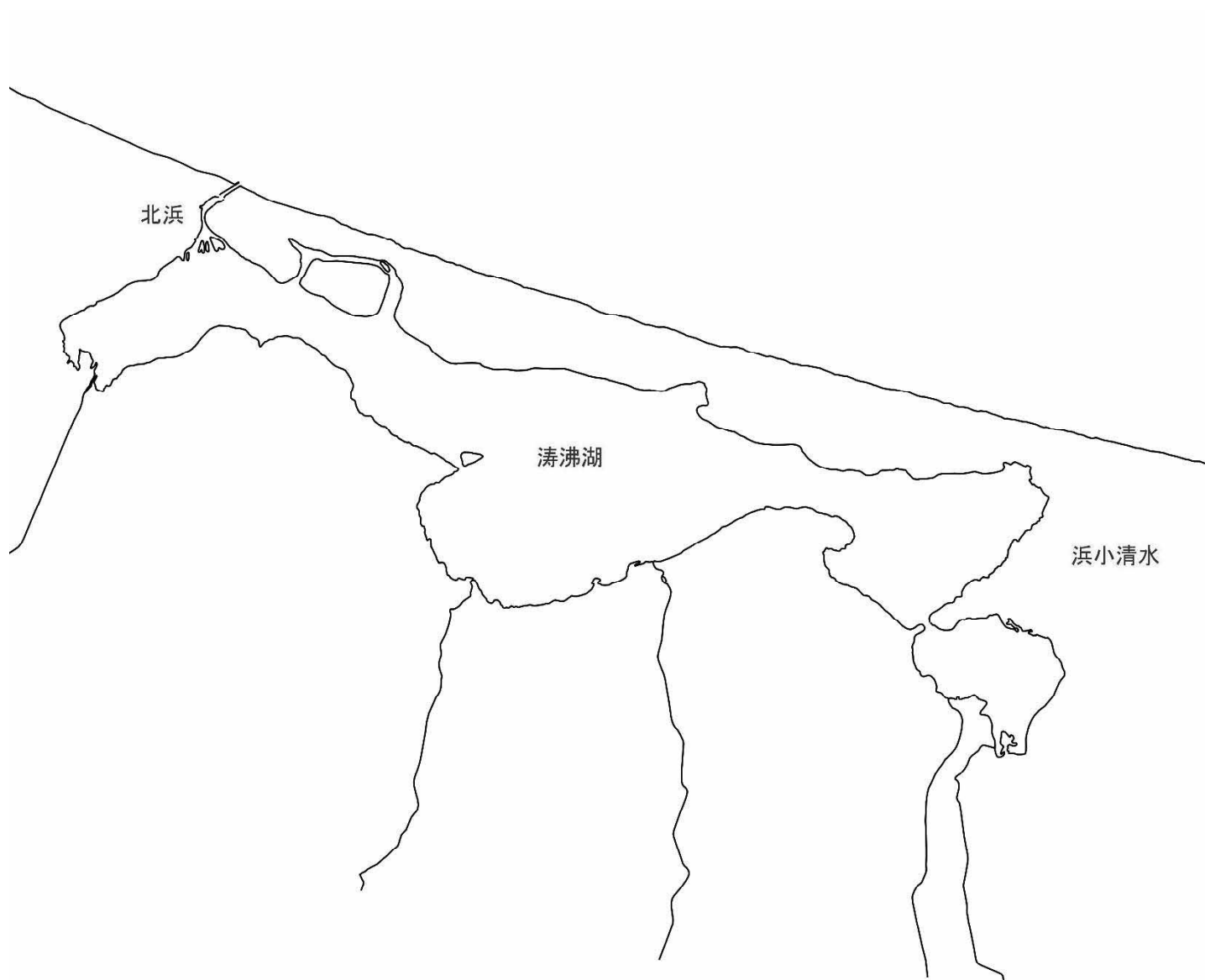
網内共第1号

漁場の位置

網走市及び斜里郡小清水町

漁場の区域

濤沸湖の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/25,000

網内共第2号

漁場の位置

網走市

漁場の区域

藻琴湖の区域及び同湖から下流の藻琴川本流の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/25,000

網内共第3号

漁場の位置

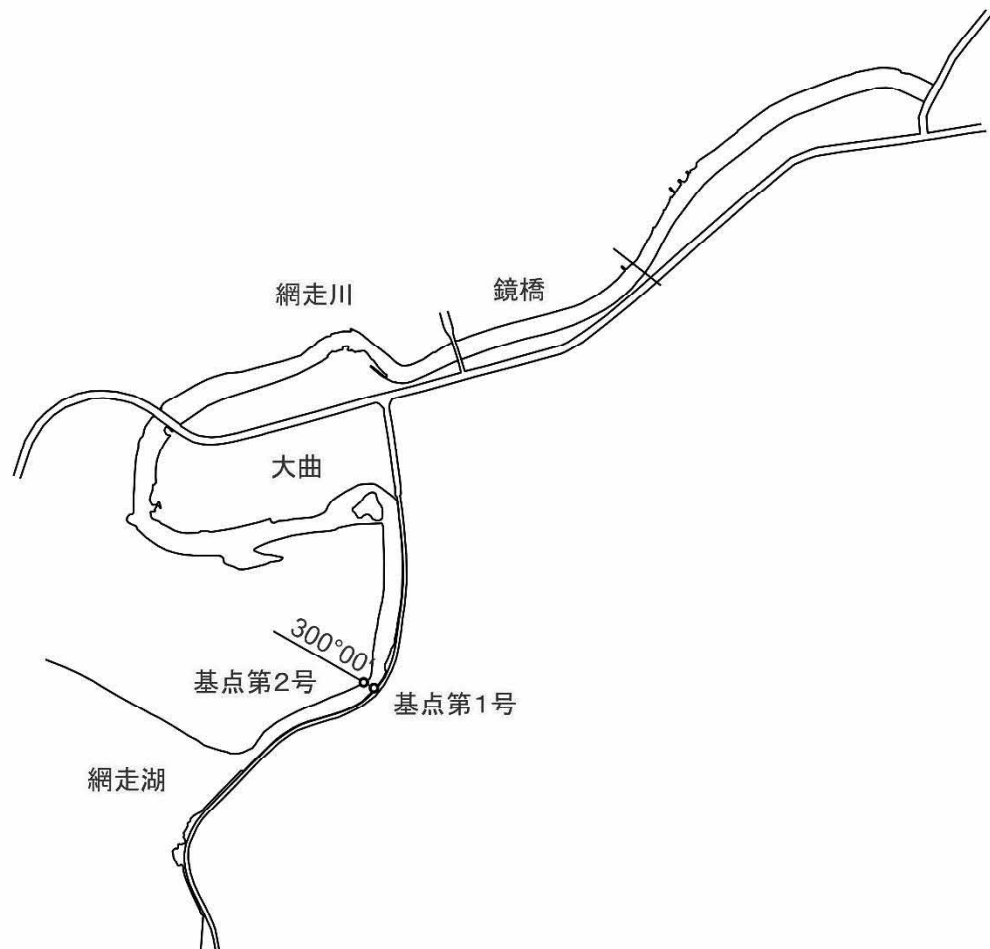
網走市

漁場の区域

次の基点第1号と基点第2号を結んだ線から下流、鏡橋下流端の線から下流650メートルの点までの網走川本流の区域

基点第1号 北海道開発局大曲水位観測所下流端

基点第2号 基点第1号から300度の線と対岸との交点



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/200,000

網内共第4号

漁場の位置

網走市及び網走郡大空町

漁場の区域

豊郷橋上流端の線から下流基点第1号と基点第2号を結んだ線までの網走川本流及び網走湖の区域並びに温泉橋上流端の線から下流の女満別川本流の区域

基点第1号 北海道開発局大曲水位観測所下流端

基点第2号 基点第1号から 300 度の線と対岸との交点



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/25,000

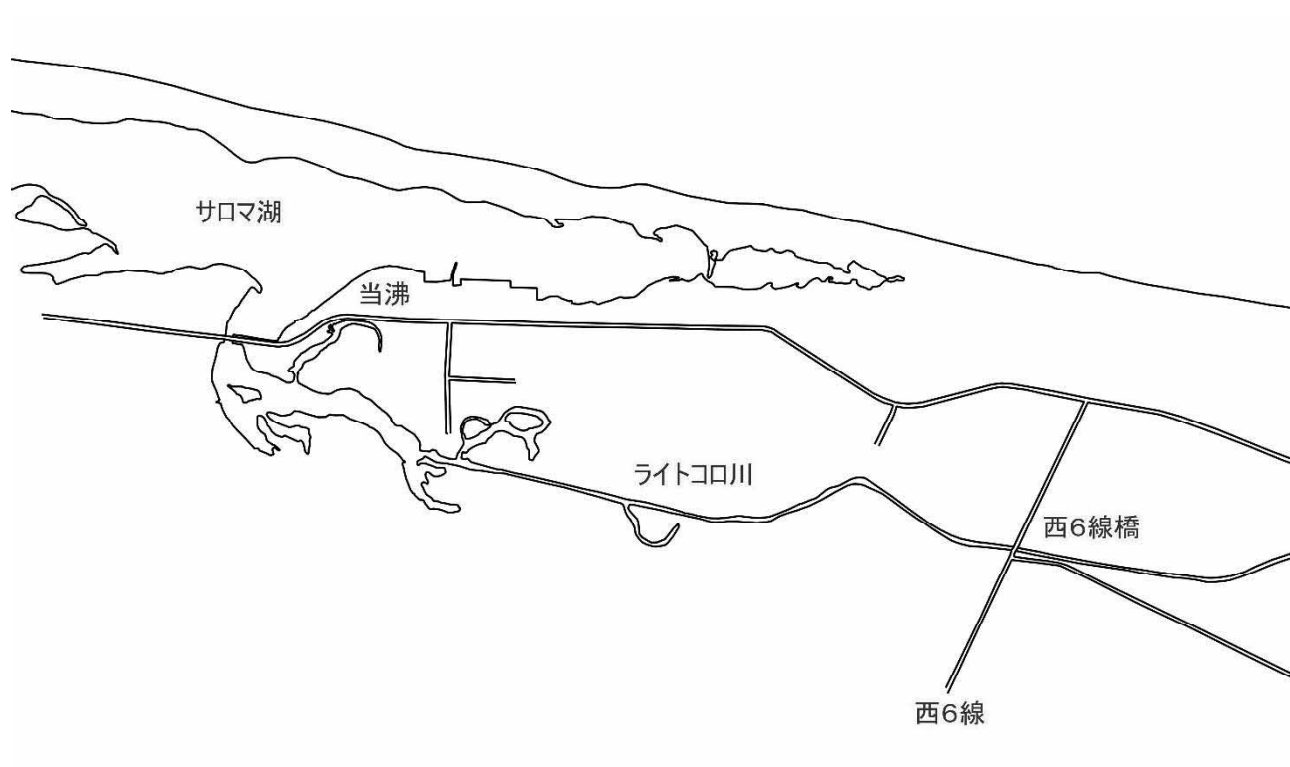
網内共第5号

漁場の位置

北見市

漁場の区域

西6線橋上流端の線から下流のライトコロ川本流の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/25,000

網内共第6号

漁場の位置

紋別市及び紋別郡湧別町

漁場の区域

シブノツナイ湖(導流溝を含む)の区域、信部内橋下流端の線から下流のシブノツナイ川本流の区域及び信太橋下流端の線から下流の中の沢川本流の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/50,000

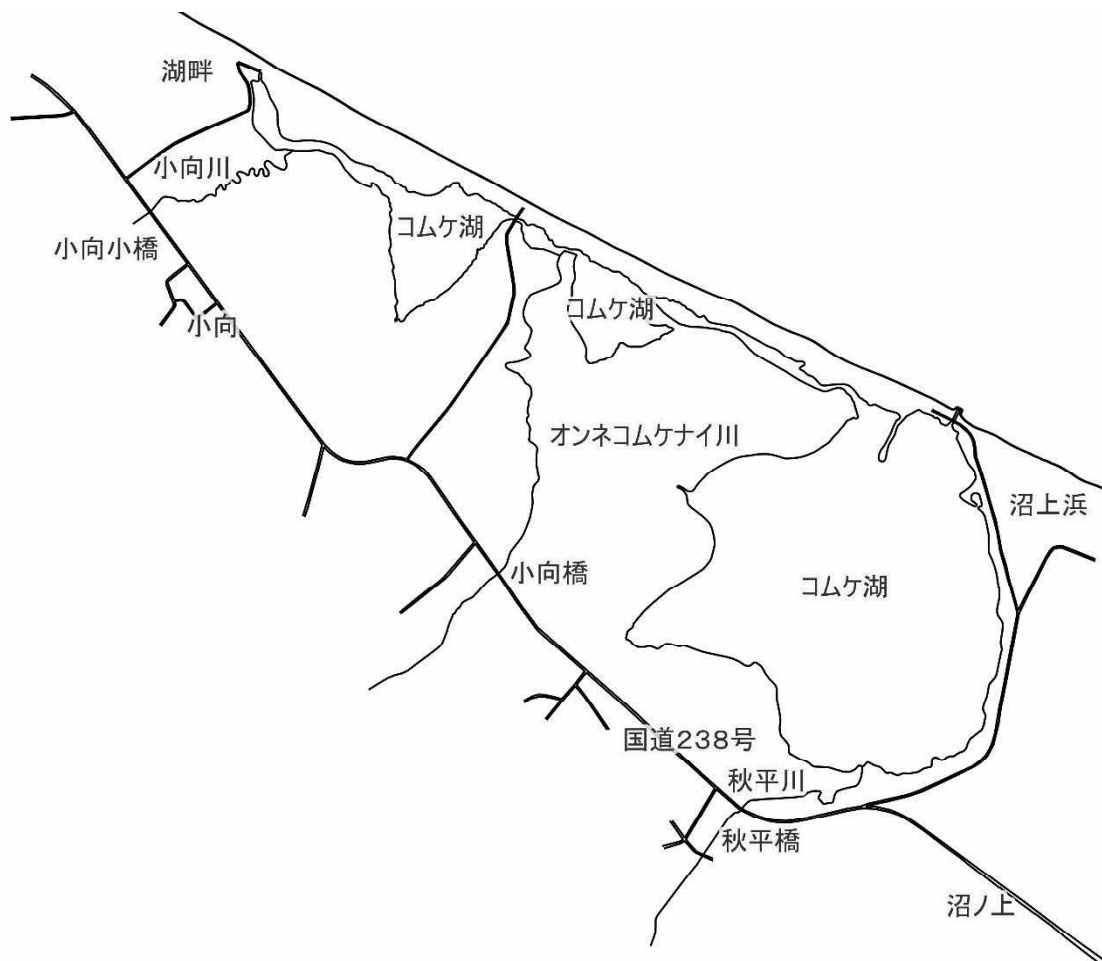
網内共第7号

漁場の位置

紋別市

漁場の区域

コムケ湖の区域、国道238号線小向小橋上流端の線から下流の小向川本流の区域、国道238号線小向橋上流端の線から下流のオンネコムケナイ川本流の区域及び国道238号線秋平橋上流端の線から下流の秋平川本流の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/25,000

網内共第8号

漁場の位置

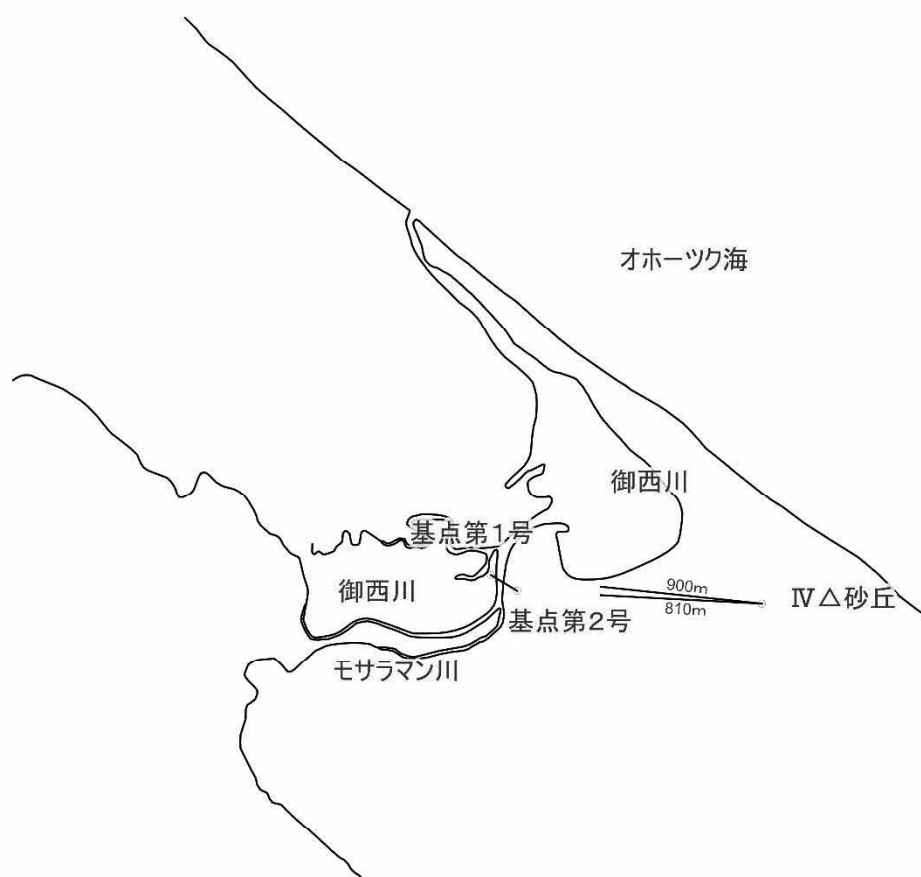
紋別郡雄武町

漁場の区域

次の基点第1号と基点第2号を結んだ線から下流、御西川本流の区域

基点第1号 国土地理院 4 等三角点 砂丘から 276度 900メートルの点

基点第2号 国土地理院 4 等三角点 砂丘から 273度 810メートルの点



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/100,000

宗内共第1号

漁場の位置

枝幸郡浜頓別町

漁場の区域

ポン沼の区域、クッチャロ湖の区域及び同湖に流入するオビンナイ川の川口から上流500メートル、レカセウシュナイ川の川口から上流100メートル、ヤスベツ川の川口から上流1,000メートルまでの本流及び支流の区域、ポン沼とクッチャロ湖を連絡する河川の区域、クッチャロ湖から下流のクッチャロ川本流の区域並びに国道238号線浜頓別橋上流端の線から下流の頓別川本流の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/50,000

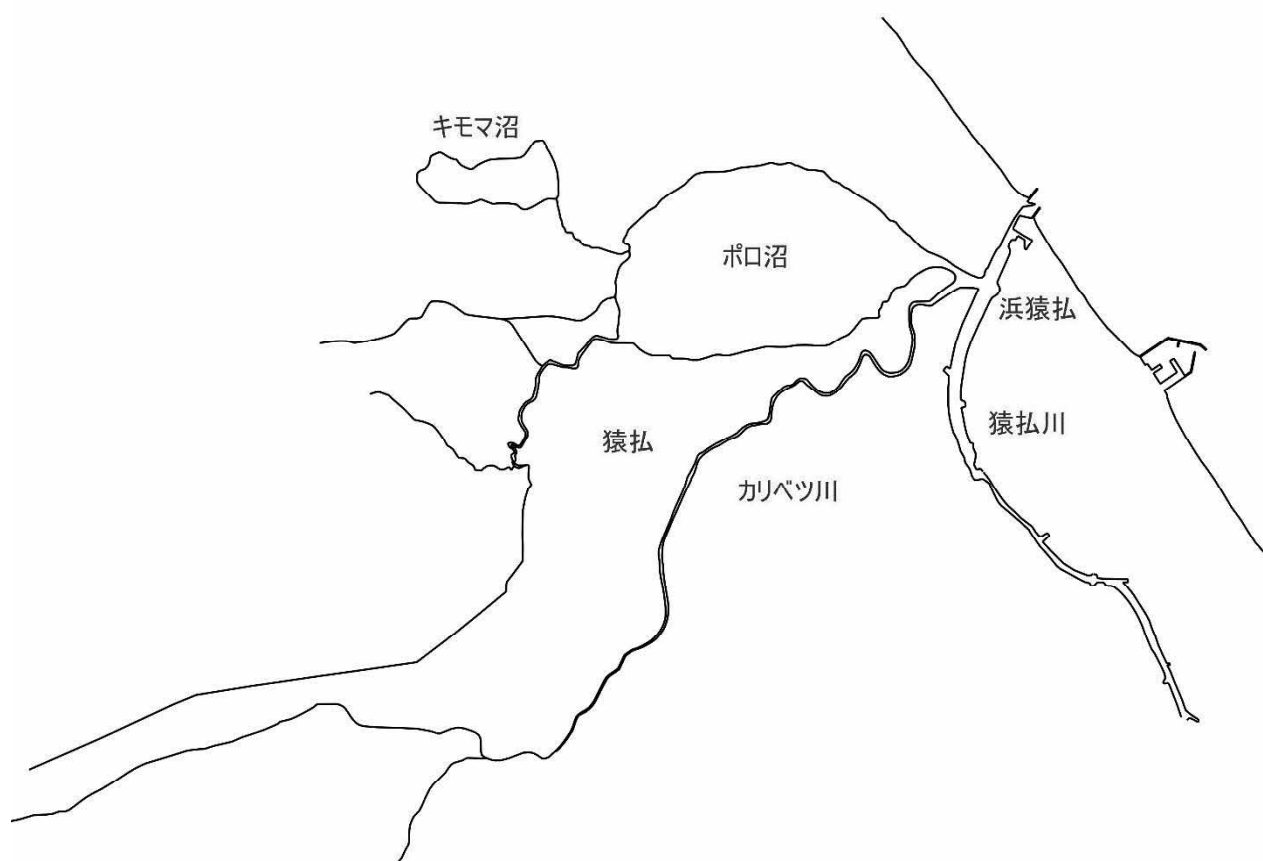
宗内共第2号

漁場の位置

宗谷郡猿払村

漁場の区域

ポロ沼の区域、キモマ沼の区域及びこれらの沼に流入する河川の本流及び支流の区域並びにポロ沼から下流の猿払川本流の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/25,000

宗内共第3号

漁場の位置

宗谷郡猿払村

漁場の区域

猿骨沼の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/200,000

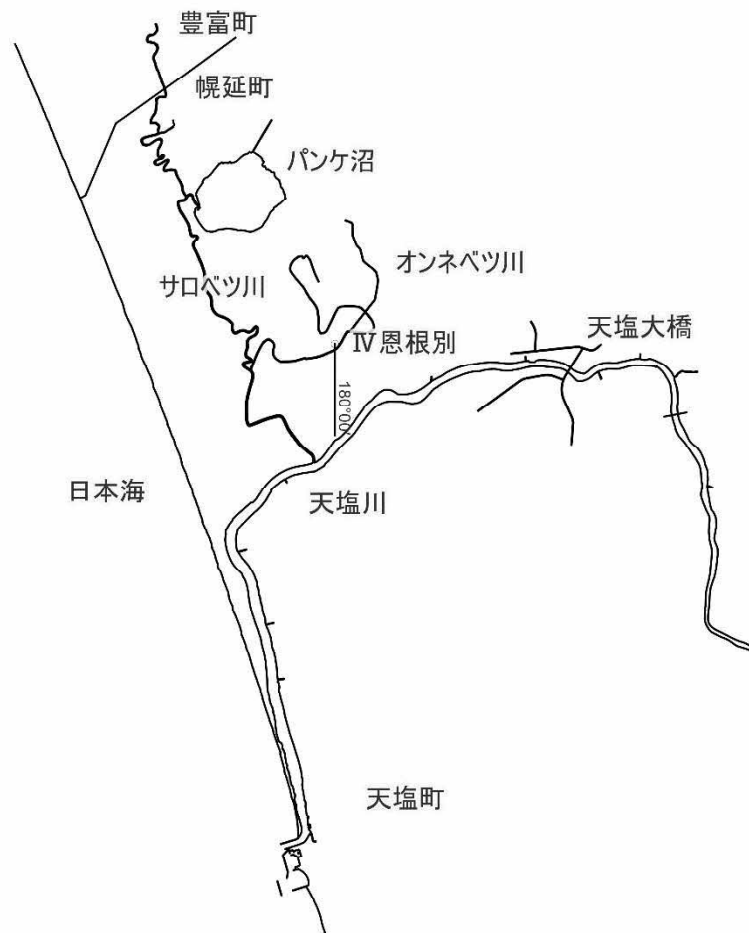
留内共第1号

漁場の位置

天塩郡天塩町及び幌延町

漁場の区域

国道40号線天塩大橋上流端から上流4Kmの線から下流の天塩川本流の区域、豊富町と幌延町の境界線から下流のサロベツ川本流の区域、パンケ沼の区域及び同沼とサロベツ川を連絡する河川の区域並びに国土地理院 4 等三角点恩根別から180度の線以西のオンネベツ川本流の区域



共同漁業権免許漁場図

縮尺:1/200,000

上内共第1号

漁場の位置

雨竜郡幌加内町

漁場の区域

朱鞠内湖の区域、宇津内湖の区域及び宇津内湖に流入するウツナイ川、朱鞠内湖に流入する泥川、プトカマベツ川、モシリウンナイ川、陰の沢川の本流及び支流の区域

